

## 公共下水道施設工事施工承認申請書

年　　月　　日

(申請先)

亘理町長 殿

申請者 住 所

氏 名

電 話

公共下水道施設工事について、下水道法第 16 条に規定する承認を受けたいので、次のとおり申請します。

工 事 場 所	亘理町			
工 事 の 目 的	<input type="checkbox"/> 開発行為に伴う流末整備		<input type="checkbox"/> 宅地内排水設備	
	<input type="checkbox"/> 宅地造成工事に伴う流末整備		<input type="checkbox"/> その他( )	
工 事 の 種 別	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 移設 <input type="checkbox"/> 撤去 <input type="checkbox"/> その他( )			
工 事 の 概 要				
工 事 予 定 期 間	年　　月　　日 から		年　　月　　日 まで	
施 工 者 氏 名	住所 氏名 担当 ( 電話 )			
備 考				

- この申請書には、位置図、平面図、縦断面図、構造詳細図等、その他町長が必要と認める書類を添付し、提出してください。
- 申請者が法人の場合は、事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。

## 工 事 仕 様 書

- 1 工事に要する費用は、すべて申請者で負担します。
- 2 工事において、道路・水路等の公共施設は損傷しないよう十分注意しますが、万一損傷した場合には町担当者に連絡し、その指示により申請者の責任で速やかに復旧します。
- 3 工事に際しては、添付図面及び仕様書に基づき施工します。
- 4 工事に着手する前に、道路交通法に従い所轄警察署長の許可を受けます。
- 5 工事中は、工事標識・保安設備等を完備し、夜間は注意灯を設け一般通行人及び付近住民に危険を及ぼさないように措置します。
- 6 工事用材料は、別に指示のない限り日本工業規格等により検査及び試験に合格したものを使用しますが、変質等の恐れがあるものは使用しません。
- 7 工事用材料の規格・種類及び使用箇所は、添付図面に明示します。
- 8 工事中は、豪雨、出水、その他の天災に対しては十分な注意を払い、常にこれに対処できるよう準備しておきます。
- 9 表層アスファルト舗装の前に所定の出来形管理図等を提出し、町担当者の下検査を受けます。
- 10 工事完了後は、速やかに出来形管理図、工程写真、出来形写真その他関係書類を提出し、町担当者の検査を受けます。
- 11 検査終了後に引継ぎを受けた施設に瑕疵がある時は、町担当者の求めに応じて申請者は補修を行います。応じる期間は、引継ぎを受けた日から1年間、ただし故意もしくは重大な過失による場合には2年間とする。
- 12 工事の施工により道路管理者に損害を与え、又は第三者と紛争を生じた時は、申請者の責に於いて損害を賠償し、又は紛争を解決します。
- 13 その他の事項については、宮城県土木部「共通仕様書」によるほか、町担当者の指示に従い施工します。